



損益通算制度に関する理論的検討 ー課税と控除の 視座からー

越智, 砂織

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2008-09-17

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4464

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004464>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名 越智 砂織
博士の専攻分野の名称 博士（法学）
学 位 記 番 号 博い第 109 号
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の日付 平成 20 年 9 月 17 日

【 学位論文題目 】

損益通算制度に関する理論的検討 ―課税と控除の視座から―

審 査 委 員

主 査 教 授 佐藤 英明
教 授 中川 丈久
教 授 角松 生史

学位請求論文審査報告要旨

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名

おち さい
越智 紗織

学位の種類

博士(法学)

学位授与の要件

神戸大学学位規程第5条第1項該当

學位論文の題目

損益通算制度に関する理論的検討
-課税と控除の視座から-

審査委員

主査 教授 佐藤 英明
教授 中川 丈久
教授 角松 生史

論文内容の要旨

本論文は、分類所得税と総合所得税をつなぐツールとしての損益通算が機能不全に陥っているとの認識の下で、損益通算を構成する所得課税および支出控除の両側面の問題を解決してその機能を回復させる方法についての考察を行なうものである。

第一章では、わが国の所得税制度と損益通算の現状、および損益通算における問題について論じられている。

第1節では、異なる2つの所得類型と所得合算の必要性について述べられている。わが国の所得税制度は、建前上、総合所得税を採用しているが、現実には、分類所得税および総合所得税の2つの所得類型が並立した形になっている。分類所得税は制限的所得概念の考え方をベースに、担税力の質的差異に対応することができる。これに対し、総合所得税は、包括的所得概念の考え方をベースに、源泉を考慮しない担税力の大きさを求めることができる。この相反する所得類型をつなぐためには、所得合算ツール、すなわち損益通算が必要である。損益通算は、ある所得の計算上生じた損失金額を他の所得から控除して総所得金額を算出するためのツールであり、異なる所得類型が並立するわが国の所得税制度において、基幹的存在であるとされる。

第2節では、損益通算の歴史的沿革および現行法における損益通算制度の現状ならびに現行法の評価について述べられている。損益通算は、昭和22年の税制改正において、初めて設けられた制度である。所得税が創設された明治22年は総合所得税に立脚していたが、昭和15年に分類所得税および総合所得税の二本立てとなった。昭和22年に総合所得税に一本化されたことにより、損益通算が設けられた。損益通算は、その後、数回にわたる改正を経て、現在の制度に至っているが、これらの改正は、損益通算の対象を狭小化するものであったという経緯が語られる。

第3節では、現行の損益通算制度における問題について、課税側面および控除側面という2つの視点を立てて、この両側面の問題を検討し、その上で機能的で実効性を持つ損益通算制度を再構築する必要があると述べられている。

課税側面では、所得分類を問題の前提として、所得税における包括的所得とは何か、また、現行法では、所得は10種類に分類されているが、分類されてなお包括的な所得とは何かということが問題点として挙げられている。

控除側面では、個人の納税義務者の経済活動の二面性を問題の前提として、

制度として組み込まれている必要経費とそれ以外の支出がどのように規定されているか、また、制度設計と規定について検討し、その齟齬が現れている箇所が問題点として挙げられている。

第二章では、課税側面の所得分類と雑所得について論じられている。

第1節では、本章での議論の対象と本章の構成が示されている。

第2節では、現行制度における所得分類の考え方、所得分類と包括的所得概念、および分類基準の多様性と各種所得の連関について述べられている。現行所得分類は、通説では、所得金額の計算技術上の要請および担税力に応じた課税の実現を図るために設けられたものであると説明される。確かに端的に取引を抽出し、異なる計算方法を与えることにより、担税力の質的差異を実現していることは評価できる。しかしながら、そもそも所得は、正確に把握されているのかという実体論の不備と分類所得税から総合所得税へつなぐ手続論の不備があると指摘される。そこで、これらの問題点を踏まえて観念できる包括的所得についてサイモンズ説および岡村説を取り上げて評価している。その上で、ここでの所得は、多元的な分類基準によって切り取られ、組み合わせられるものであると述べられている。ただし、どのような分類基準によっても雑所得は分類できず、所得の把握に限界が生じているとされる。

第3節では、雑所得の定義、雑所得と所得類型、および所得分類における雑所得の位置づけについて論じられている。雑所得は、通説では、他のいずれにも該当しない所得の受け皿として、所得自身が積極的な意義を持っていないと説明される。しかし、そもそも雑所得は、歴史的沿革上、不備があり、雑所得は他の9種類の所得と同レベルで分類されていない所得である。また、事業等所得から細分化して創設された所得であるため、事業所得および不動産所得の関連が深い、それだけにとどまらず、各種所得と性質が類似するところが多い。この点から、本論文では、通説とは異なり、雑所得が本来「ひとつ」とされる所得の状態を形成しており、他の各種所得はそこから発生源泉別あるいは性質別に分類されたものだとして捉えられている。つまり、本論文では、雑所得は、総合所得税との関係では分類される以前の包括的な所得であると位置づけ、分類所得税との関係では「分類なき分類された所得」であると考えるのである。このように考えると、雑所得の位置づけは消極的なものではなく、むしろ所得税全体において、また所得類型の観点からも、その存在は重要なものであるとされる。

第4節では、本章のまとめが示されている。

本論文では、雑所得は他の分類された所得と異なり、総合所得税の立場から分類された「分類なき分類所得」であると位置づけ、そこから他の各種所得が性質別あるいは発生源泉別に精緻化されていると考えられる。したがって、雑所得は、分類所得税において「分類なき分類所得」であり、総合所得税において「分類以前」の包括的所得であり、2つの所得類型をつなげるために必要不可欠な存在であるとの結論が示される。

第三章では、控除側面の支出控除と雑所得の支出側面について論じられている。

第1節では、本章での議論の対象と本章の構成が示されている。

第2節では、現行制度における控除の概観、制度論、および規定論について論じられている。個人の支出は、経済活動の二面性から所得の稼得活動と消費活動に基因することから、所得の稼得活動における損失であっても控除されない場合がある。現行所得税法は、各種所得の性質に応じた支出形態を採用しており、必要経費は、不動産所得、事業所得および雑所得にのみ認められている。しかしながら、これら所得に関する支出は、必要経費に限られるものではない。損失については別規定が設けられており、所得税法51条は資産損失の必要経費への算入を容認している。このことから、必要経費と損失との関係をどのように考えるかが問題とされる。このように、支出控除を取り巻く制度と規定は複雑多岐に渡っており、特に、所法51条に現れているように、制度と規定には齟齬が生じていると論じられている。

第3節では、雑所得の概説、雑所得における必要経費の評価、および雑所得の損失の控除可能性について論じられている。支出控除の制度と規定は、必ずしも一致せず、その齟齬は端的に雑所得に生じている。前章でも述べられたとおり、雑所得は総合所得税の立場から創設された所得分類であり、所得分類において重要な位置を占めている。しかしながら、雑所得の損失金額は他の所得類型から控除されることは認められておらず、いわばそれは分類所得税のような扱いとなっている。本論文では、雑所得の支出控除側面における問題は、雑所得の支出をひとまとめにすることが妥当かという問題と、支出側面を制限することが妥当かという問題に分けられ、雑所得の支出控除の精緻化の必要性について述べられている。ここでは、雑所得の支出は必ずしも家事関連費的な要素に限られず、事業性を有する雑所得の支出に関しては、担税力の大きさから控除すべきであるとされている。そこで、判例を検討し、業務用資産の損失は、担税力の大きさから控除すべきであるとの提案がなされている。

第4節では、本章のまとめが示されている。支出控除の制度と規定は齟齬が生じており、その齟齬が雑所得に現れているということについて論じられている。現状では、本来控除されるべき支出が、家事関連費的な要素が強いという理由から制限されているが、雑所得の支出側面は必ずしもそれだけに限られないため、雑所得の支出側面を精緻化する必要があるとされる。特に、業務用資産の損失には、控除できるマイナスの損失金額が含まれており、所法51条4項の立法的改正の必要であるとの結論が示されている。

第四章では、所得税法第69条の理論的検討、および所得税法施行令第198条の機能的検討について論じられている。

第1節では、第二章および第三章で得られた結論をもとに、損益通算が分類所得税と総合所得税をつなぐ機能を回復し、実効性をもつ制度として機能するために、損益通算そのもののあり方について考察するとされている。

第2節では、所法69条の理論的考え方、損益通算と雑所得、および雑所得の立法論的検討が行われている。所得計算上、マイナスの損失金額が生じない所得があり、それらを損益通算の対象としても問題がないこと、また、今後の税制改正によって所得分類の方法、あるいは分類基準が変更になったとしても柔軟に対応することができるようメリットが指摘され、すべての所得を損益通算の対象とすることが提案されている。ただし、雑所得のマイナスの損失金額については、趣味娯楽に関する支出と事業性のある支出に分類する必要があるとされる。そこで、雑所得のマイナスの損失金額を他の所得から通算するために、立法論的提案を行っている。具体的には、所法51条4項を削除して所法51条1項に統合し、趣味にかかる必要経費および資産損失を一括して除外するという内容の提案である。

第3節では、損益通算の控除順序の理論的考え方と所得税法施行令第198条の技術的考え方が論じられている。まず、所得税法69条を前述したように改正する場合に施行令第198条を改正する必要があることが指摘され、これとの関係で所法令198条の沿革と設定理由が説明されている。損益通算の控除順序は昭和27年に規定され、当時から経常所得およびそれ以外の所得に分類されていた。損益通算の控除順序は、各納税義務者の算出される課税標準額が異なることに配慮したものであると説明される。損益通算の控除順序は、理論的には、所得類型に基づき、制限的所得概念の発想に基づく「経常所得」と包括的所得概念の発想に基づく「経常所得以外の所得」の2つに分類されていると理解されている。それゆえ、本論文においては、雑所得が総合所得税の立場から創設され

た所得であることから、あるべき新しい損益通算の控除順序は、雑所得を経常的所得から除外し、経常的所得以外の所得から控除することとされている。

第4節では、第2節および第3節の結論を述べた後、新しい損益通算制度の提案と損益通算制度の将来展望と残された課題が論じられている。新しい損益通算の枠組みとして、すべての所得を損益通算の対象としながら、雑所得のマイナスの損失金額を他の所得金額と通算することができる立法的改正を行えば、担税力の質的差異を考慮しつつ、その全体としての大きさに応じた課税が可能となる。これまで、損益通算は租税回避の防止規制という観点から検討されることが多かったが、本論文では、担税力の質的な差異への配慮を可能にするということにも価値がおかれているとされる。

最後に残された課題として、新しい発生形態による損失の控除方法、および雑所得の精緻化について、さらに研究を深める必要があることが示されている。

以上のような立法的手当を行うことによって、損益通算が、分類所得税および総合所得税をつなぐツールとしての機能を回復しようというのが、本論文の結論である。

論文審査の結果の要旨

本論文は、「所得（プラス）が生じれば課税されるが、損失（マイナス）が生じても切り捨てられる」という現行の雑所得制度への問題意識を、実定制度としての損益通算制度の立法提案へと結びつけた努力作である。

本論文の第1の意義は、これまで、包括的所得概念の下で利子所得から一時所得までの9種類の所得を除いた「残り」と考えられてきた雑所得を、むしろ包括的所得概念の下での実定的な「所得」そのものと捉え、他の各種所得は類型化された所得が雑所得から切り出されていったのだ、という発想を示す点にある。著者はこの発想を手がかりに、雑所得に関して論じることの意義と重要性を説き、実定制度としての損益通算における雑所得の扱われ方という問題設定を行なっている。これは、雑所得を、各種所得のどれにも属さない無定形な所得として消極的に位置づけていたこれまでの考え方からは得難い発想である。

第2に、本論文においては、包括的所得概念を採用したとされながら所得分類を有する現行の所得税制度について、量的な担税力のみを問題とする総合所得税（包括的所得概念）の考え方と、所得源泉による担税力の質的な違いを重視する分類所得税（制限的所得概念）の考え方の両方を取り入れたものと評価する。そしてその両方の趣旨を活かすような損益通算制度の姿を模索している。これは、包括的所得概念を支持する立場から実定制度としての損益通算を検討する場合には、所得分類そのものを必要悪とみなし、損益通算によって包括的所得概念そのものの復活を目指すという単線的な思考に陥りがちであるのに対し、新たな発想をもった対応を探るものと評価することができる。

第3に、雑所得が資産損失レベルと損益通算レベルの2つの段階において鮎特別扱いを受け、「損失」控除の可能性を制限されていることを指摘し、それに対して具体的な立法提案を行なっている点で、意欲的な作品である。

しかしながら、本論文には、指摘すべき問題点も少なくない。

第1に、雑所得を重視する著者の発想は、問題の評価の視座という観点からは本論文の検討の前提をなすものであるが、著者の雑所得の理解が本論文の結論の論理的な前提となる、という論証はなされていない。おそらく、従来型の思考様式で著者の問題意識に対応するならば、現行の雑所得からさらに種々の所得類型を具体的に切り出し、残余の部分を「雑所得」として現行法を維持するという姿勢になるであろう。本論文は、そのような手順では雑所得に関する真の問題が解決され得ないとの発想を所々に示しながらも、全体としてはこの点について満足に論じているものではない。

第2に、本論文の示す立法提案（結論）にも、疑問の余地がないわけではない。著者が資産損失レベルでの対応として示す「事業類似行為に用いられる資産」と「趣味的活動に用いられる資産」の区別は、これまでの事業用資産と業務用資産との区別とは質的に異なる区別の視点を必要とするもののように思われるが、本論文は、この両者を一般的抽象的に区別すべきことは論じているにとどまり、その具体的な区別の基準については明らかにされていない。また、著者は所得税法施行令198条の改正案を提案する中で、雑所得を、それが包括的所得の本体であることをもって、分類所得税に由来する経常所得とは別のものとして位置づけているが、この位置づけと、著者がこの場面で検討対象としている雑所得がいわゆる事業類似型行為に関連するものに限定されていることとの整合性は、必ずしも明らかではない。

第3に、外国法、または、実務的知見との比較というような比較の視座を論文の中に持っていないため、議論が思索と自説の長いモノローグようになっていく箇所が多く、通説的見解の紹介、批判的見解の検討、現行制度の批判などが判然としないため読者はいちど著者の結論まで読み進んでから戻って議論を読み直し、やっと議論の過程を理解する、というような手順を何度も経験することになる。この点も、文章表現能力をさらに磨いて、今後改善を求めたい点である。

このように、本論文には問題点も少なくないが、冒頭に指摘した本論文の意義、とりわけ、雑所得の評価に関する通説からの「発想の転換」を基礎に、雑所得の課税と損失控除のアンバランスに関する問題意識を実定的な損益通算制度についての議論として結実させたこと、および、必ずしも先行業績の多くない損益通算制度に関して、関連する文献、資料を広く収集して論文を構成していることに照らすと、著者の越智砂織氏は、博士の学位を取得するための「独立して研究活動を行ないうる能力を有すること」という基準を満たしていることを、本論文によって示していると判断される。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者越智砂織氏が博士（法学）の学位を授与される資格を有するものと判断する。

平成20年9月17日

審査委員 主査 教授 佐藤 英明
教授 中川 丈久
教授 角松 生史